

資料 1. 被災ミュージアム再興事業の概要

文化庁文化財部美術学芸課

文化庁では、平成 24 年度から、東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする「被災ミュージアム再興事業」を実施している。これは平成 23 年度、24 年度に実施された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」（平成 23 年 3 月 30 日 文化庁次長決定）により救出された被災文化財等のその後の措置等にも多く供された。平成 25 年度についても、これらの文化財等の本格的な修理を行い、所有者への返還につなげていく予定である。ここでは、東日本大震災により被災した文化財に係る文化庁事業のうち、特に博物館資料との関わりが深い「被災ミュージアム再興事業」の概要を紹介する。

1. 趣旨・目的

東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

2. 補助事業者

補助事業者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

- (1) 被災した博物館資料を修理するための事業
- (2) 修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- (3) 応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- (4) 博物館の復興に向けた事業
- (5) 被災した博物館の資料を活用した展覧会を開催する事業
- (6) その他、被災した博物館の復興に資する事業。

4. 補助対象事業における博物館

「補助対象事業」における博物館は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館若しくは同法第 29 条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 53 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の 50%とする。（残りの 50%にあたる経費は震災復興特別交付金にて措置）

参考）平成 24 年度 被災ミュージアム再興事業交付一覧

岩手県	121,106 千円
宮城県	162,393 千円
福島県	49,596 千円